

銀年

銀座でわかる年

情報(第118号)



令和3年3月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

令和 2 年の年金制度改正その 6



1 長い老後生活への備え

今号では確定拠出年金 (DC と呼ばれます) について解説します。

老後夫婦の最低日常生活費は月額約 22 万円、ゆとりある生活を送りたいのであれば月額約 34 万円が必要といわれています。

我が国では、65 歳男性の平均余命は約 20 年、同女性は約 24 年と、老後が長く、その生活資金の確保が重要な課題となってきます。

企業勤務者（厚生年金保険の被保険者）の老齢年金は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の 2 階建てとなっているところ、更に 3 階部分を備えておくことがよりよいといえます。

2 確定拠出年金の意義

確定拠出年金は、厚生年金保険の被保険者が加入者となって、拠出金を拠出するとともに、それを自ら運用する自助努力により老後の生活資金を構築しようとするもので、手厚い税制優遇措置を加えることにより、導入を誘引するものとなっています。

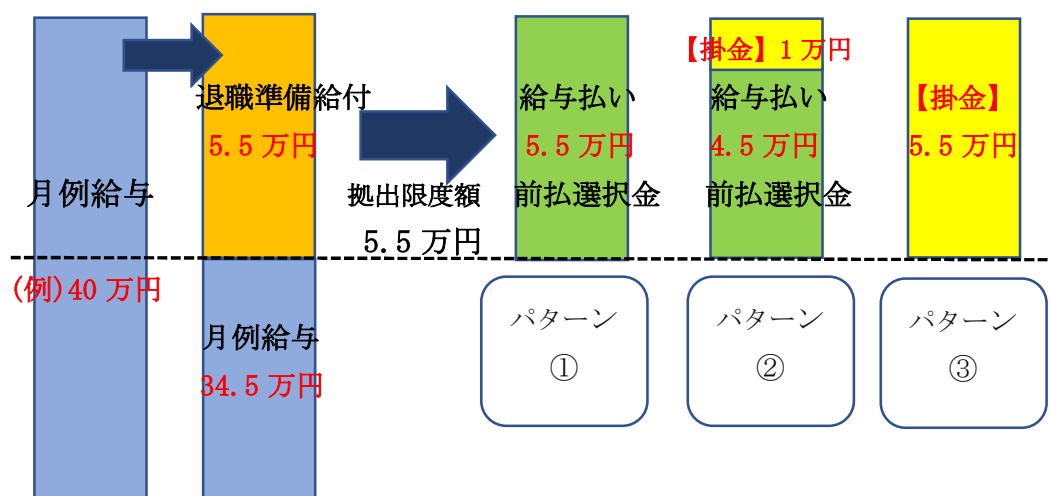
確定拠出年金には、「個人型」(iDeCo) (イデコ) の愛称) としても導入促進が図られていて、近年、この加入者が急拡大しており、老後生活への認識が高まっています。

3 企業型確定拠出年金(選択制)の仕組み

企業型確定拠出年金には、いくつかの型があります。その中で、中小企業においても導入が容易となる「選択制」について解説していきます。

会社拠出なしと会社拠出ありの 2 類型があり、図を基に解説していきましょう。

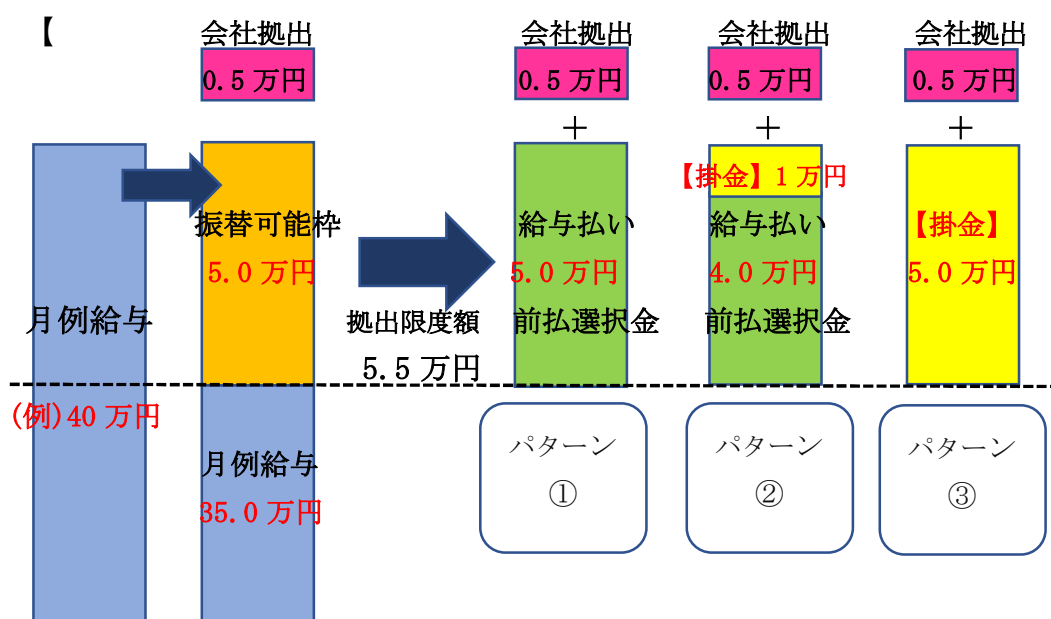
<事例 1 会社拠出なし>



- (1) 給与を退職準備給付（上図オレンジ色部分）と給与の 2 区分とする
- (2) 拠出限度額の枠内で企業が設定した退職準備給付を、従業員が「前払選択金」

- (上図緑色部分) として給与に上乗せして受け取るか、「確定拠出年金掛金」(上図黄色部分) として受け取るか選択する (上図パターン①～③)
- (3) 5.5 万円を前払選択金として受け取る場合 (上図パターン①) は、従来通り 40 万円が支給される (実質変化なし)
- (4) 確定拠出年金として受け取る場合 (上図パターン②・③) は、掛金が自身の確定拠出年金の口座に振り込まれる
- (5) 以上のとおり、給与枠を使って年金として資産形成するもの

<事例 2 会社拠出あり>



- (1) 事例 1 に対して、会社が一律に拠出をするもの
- (2) この場合、5.5 万円を前払選択金として受け取る場合であっても 0.5 万円部分は確定拠出年金として資産形成がされる (たまっていく)

4 企業型確定拠出年金

上記が確定拠出年金 (選択制) の大枠です。現行では、加入時に 60 歳未満の厚生年金被保険者であることとされていますが、令和 2 年の改正において 70 歳未満の厚生年金保険の被保険者であれば加入できることに改正されました (施行は令和 4 年 5 月)。この続きを次号により解説します。

当法人では確定拠出年金 (選択制) の導入支援を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: <https://ginza-syaroushi.com/>